

起シ模範的解決ヲ遂ケンコトヲ協定中ナリ

記

一 企業立憲ノ原則ヲ採用シ漸次実行スルコト

二 國降立法権ヲ確認スルコト

三 退職手当ヲ左ノ標準ニ依リ支給スルコト

二十四月以上二十七年未満ハ二十四月ニ付五日分

一ヶ月勤続者ハ五日分

二十七年以上ハ二十四月ヲ加フルモ五日分ヲ加フ

(六月廿九日)

廿九日ノ状況ハ昨日ト異リ一平素ノ如ク就業シ外觀平靜ヲ壯衣
ヒ居レリ一昨ハ夜未令合ノ重立者ノ怒言生口ニ其全ナルモノノ如ク殊ニ
青柿一派ハ社会ノ同情ヲ失フヲ顧慮シ多少反省セルニ依ルヘン

彼等ハ造船造機ノ兩職エヲ起タレメント往復説得シ居ルモ尚協
商不可能ニシテ其一部友愛會ニ属スル一派ハ相呼ぶ必センニ氣配アル
モノノ如キモ一般職エハ頗ル冷静ナリ廿九日夜ニ於ケル會合ニ於テ
協議シタル要求書並ニ敬言生口文ハ之ヲ騰寫シテ敬言生口文ハ電氣
工場ノ要所ニ貼付シ且各職エニモ配布セリト云フ

會旨 五〇

不平不満ヲ抱イテ仕事ヲ放棄シテ居ルノテハ会社ノ損害ヲ
アリ又職エノ方モ何等得ル所ハアリマセンソコテ委實協議ノ上
此際何カ不満カアルナラハ仕事ヲ止ナカラ会社ノ具體的ニ要求
ヲシタラヨカラウト云フノテ各組々母ニ一般投票シタ所(要求スヘ
シ)トノ意見大多數テアツタノテ別記各事項ヲ決定シ各委員ヲ
決メテ會社ニ提出スルコトニ致シマシタソレテ各員各位ハ一切ヲ